

事故等発生（処理）報告書

本報告の対象期間

令和6年5月～令和6年9月

報告日程及び報告案件数

- 総務文教常任委員会 令和6年10月1日(火)
報告案件数：3件（No.1～No.3）
- 厚生消防常任委員会 令和6年10月2日(水)
報告案件数：1件（No.4）
- 経済建設常任委員会 令和6年10月3日(木)
報告案件数：なし

恵庭市組織マネジメント推進本部

（事務局：総務部職員課）

事故発生要因の分類について

発生した事件・事故について、当事者及び所管課による詳細な分析を通して複合、若しくは潜在している事故等発生原因の明確化をはかる。

また、明確化された発生要因別に対処方策を講じることにより、今後における同類事故の再発防止や新たな事故発生防止の取り組みを推進する。

今回の事件・事故等件数 4 件 / 今年度の累計件数 21 件

1. 事故の種別

事故等分類	今回	累計
A.自動車運転に関する事件・事故		1
B.市関連施設の事故		2
C.事務的ミスに関する事故	2	16
D.保育園・学童クラブ等における事故	1	1
E.その他事故	1	1
合計	4	21

2. 事故の発生要因（原課分析）

大区分	小区分	今回	累計
1.人的要因	① 決裁等チェック機能不全	2	8
	② 認識・確認不足	3	16
	③ 理解不足		3
	④ 知識（スキル）不足		3
	⑤ 引継ぎの不徹底		
	⑥ 慣れ・過信	2	5
	⑦ コミュニケーション・連携不足		4
	⑧ 性格・行動		1
	⑨ その他		
	小計	7	40
2.設備・ツール(道具)・手順等不備要因	① 機器等の故障・整備不良		
	② 機器等の操作性が悪い		
	③ 煩雑な手順・事務フロー		
	④ マニュアル未整備・未更新		1
	⑤ 研修不足		1
	⑥ 不適切なファイリング、データ管理		
	⑦ その他		2
	小計	0	4
3.環境要因	① 調整不足		
	② 残業常態化、業務集中疲労、集中力欠如		
	③ 整理整頓されていない執務環境		
	④ 危険箇所の見過ごし		1
	⑤ 作業導線の不備		1
	⑥ その他		2
	小計	0	4
合計		7	48

【総務文教常任委員会所管案件】

1	発生・発覚日時	令和6年6月6日	所管部・課	総務部管財・契約課
件名	行政財産使用料の請求漏れ			
市民等への直接的影響	事業者への大きな影響はない。正しい年度の収納処理にならなかった			
状況	庁舎に設置しているデジタルサイネージ（電子掲示板）に係る、令和5年度分行政財産（建物）使用料の請求をしていなかった。決算調書作成過程で判明した。 未請求額：52,836円			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方に説明と謝罪をし、請求書を送付した。 ・収入は、令和6年度歳入として処理を行った。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-②認識・確認不足	<ul style="list-style-type: none"> ・管理表を複数人で確認する。 ・行政財産許可一覧表に、調定日、納付書発送日、収納日欄を追加する。 			

2	発生・発覚日時	令和6年6月14日	所管部・課	総務部税務課
件名	住民税の誤賦課			
市民等への直接的影響	誤った税額通知になった			
状況	<p>税務署から送付された確定申告データについて、一部入力漏れがあったことから誤賦課となった方がいた。入力漏れは36名で、うち税額変更になった方は17名であった。税務署から送付されたデータを、入力業務委託事業者への引渡し用フォルダに保存していなかったことが入力漏れの原因である。</p> <p>影響の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増額になった方：1名／500円 ・減額になった方：16名／▲100円～▲380,100円 ・合計：人数17名／影響額▲822,400円 			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・税額が変更になった方に文書及び電話連絡し、謝罪と変更理由を説明した。 ・新たな納税通知書及び納付書を送付した。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-②認識・確認不足	<ul style="list-style-type: none"> ・税務LAN国税連携ツールの機能を活用し入力漏れを防止する。 ・入力漏れ税務LAN国税連携ツールによる確認を、定期的に複数職員で実施する。 			

3	発生・発覚日時	令和6年7月25日	所管部・課	教育部教育施設課
件名	学校管理作業による個人所有車両の被害			
市民等への直接的影響	個人財産に被害を及ぼした			
状況	小学校向かいに居住する住民から、住宅前に駐車していた車のリアウィンドウが破損しているとの連絡が学校にあった。所有者が破損を発見した数日前に、学校敷地内で刈り払い機による草刈りを行っていたことから、その際にとびはねた石が原因と考えられる。			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に当たった業務主事から聞き取りをした。 ・被害者に対して謝罪するとともに、市において修理及び費用負担する旨の説明をした。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-⑥慣れ・過信	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の際は、安全作業マニュアルに則り行うよう改めて指導した。 ・他の学校の業務主事に対しても、同様の注意喚起及びを指導をした。 			

【厚生消防常任委員会所管案件】

4	発生・発覚日時	令和6年6月12日	所管部・課	子ども未来部子ども政策課
件名	学童クラブにおけるアレルギー食の提供			
市民等への直接的影響	身体的苦痛を与え、保護者の介護負担が大きくなった			
状況	<p>小麦アレルギーのある児童用のお菓子を載せていた皿に、小麦を含んだお菓子（ドーナツ）を載せたことに気づかないまま、当該児童に提供した。喫食後児童はのどの痒みを訴え、その後迎えに来た保護者が薬を服用させるとともに病院を受診した。児童は、当日は苦しそうな様を見せていたが、翌朝にはやや回復している状況だった。</p> <p>他の児童に提供する予定のドーナツを別のお菓子に変更する際、取り出したドーナツをそばにあった当該児童用の皿に置いたことが誤提供につながった。おやつ準備は支援員2名でチェックしながら行ったが、おやつの変更時及び提供時は支援員1人での対応になったことや、確認が不十分だったことが誤提供の原因である。</p>			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対して学童クラブ運営の責任者等が直接謝罪し、事故の経緯や再発防止に向けた対応策について説明した。 ・保護者から出された要望の実現に向けて学童クラブ内で調整を図った。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-⑥慣れ・過信	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の際は、安全作業マニュアルに則り行うよう改めて指導した。 ・他の学校の業務主事に対しても、同様の注意喚起及びびを指導をした。 			